

市場と所得分配(1)

吉 澤 昌 恭

序章

- 第1章 利己心、私有財産制度、市場
- 第2章 庶民の幸福(?)
- 第3章 労働分配率と労働者の実質賃金
- 第4章 社会保障制度と最低生活の保障
- 第5章 所得分配に関する政策提言

序 章

1. 社会主義の衰微

資本主義体制と社会主義体制の優劣争いには完全に決着がついた。資本主義体制の方が優れているということは、今日、誰の目にも明らかである。

しかし、この争いは1世紀半以上にわたってくり広げられてきたのである。マルクスとエンゲルスが『共産党宣言』を発表し、資本主義体制を非難し、その崩壊を予言したのは、1848年のことであった。マルクスは、この議論を更に精緻化し、『資本論』第1巻(1867)で、「資本主義体制の必然崩壊」を説くに到っている。

マルクスやエンゲルスの予言はなかなか現実のものとはならなかったけれども、それでも、1917年にロシア革命が起って、社会主義体制が出現することとなった。そして、第二次世界大戦後、社会主義体制は東欧や中国にも広がって行き、資本主義陣営と対抗する一大勢力となったのである。かくして、「東西対立」「冷戦」という構造が、第二次世界大戦後の国際関係を規定する最大の要因を成した。勿論、「冷戦」は、時に、「熱戦」にまで発展することもあった。1950年6月25日に始まった朝鮮戦争は、資本主義陣営と社会主義陣営が戦火を交えた最初の戦いであった。ベトナムでの両者の戦いは、尚一層凄惨なものとなった。ベトナム戦争では、最終的に、社会主義陣営が勝利を取めたのである。1975年4月30日に、アメリカ軍がサイゴンから撤退し、ベトナム戦争に終止符の打たれた時点が、「社会主義」の威信

の絶頂期であった。

しかし、それ以降、社会主義陣営は失点を重ねて行く。1977年12月に、ベトナムとカンボジアは国交を断絶するに到り、翌年には、両者の間での紛争は激しさを増して行った。更に、中国のカンボジア支援によって、事態は一層紛糾し、かつての「対アメリカ戦争」に於いて同盟関係にあった、中国とベトナムが戦火を交えるようになったのである。このことに加えて、1979年12月24日に始まったソ連軍のアフガニスタン侵入によって、「社会主義」の威信は大いに傷ついてしまった。

2. 社会主義経済の破綻

ハンガリーでの反政府暴動に対するソ連軍の介入（1956）、ソ連・東欧5カ国軍の侵入によるチェコスロバキアでの体制改革軍動の終焉（1968）、ソ連軍のアフガニスタン侵入（1979）、並びに、ベトナム戦争終結後の、ベトナム、カンボジア、中国の間での国際関係の^{もつ}綻れ、といった要因も、社会主義体制の敗北に大いに寄与したと思われるが、何と云っても、社会主義体制の経済的パフォーマンスの悪さこそが、社会主義体制瓦解の最大の原因であった、と言わねばならない。

ロシア革命のわずか3年後の1920年に、ミーゼスは、社会主義経済は破綻せざるを得ない、とする論文を発表している。社会主義経済批判の要点は、このミーゼス論文に尽きている、と言っても過言ではない。以下、ミーゼスの主張を紹介することにしよう。

分業を統御し、合理的な経済活動を実現する、ということは容易ならざる課題である。財貨の供給を増加させ、人々の生活水準を上昇させて行くためには、①限られた量の資源をいかにして相競合する諸目的の間に配分して行くかという「資源配分の問題」と、②人々をいかにして経済活動へ駆り立てるかという「インセンティブの問題」とが共に解決されねばならない。社会主義経済はこれらのいずれにも失敗する、とミーゼスは言う。

まず第1に、生産手段の国有が実現された社会主義体制の下では、交換は、精々の所、消費財に関して生じるに過ぎず、生産手段の交換は生じ得ない⁽²⁾。ところで、

(1) Mises, Ludwig E.v.: Die Wirtschaftsrechnung im sozialistischen Gemeinwesen, in: *Archiv für Sozialwissenschaften*, Vol. 47, 1920, translated by S. Adler, *Economic Calculation in the Socialist Commonwealth*, in: *Collectivist Economic Planning—Critical Studies on the Possibilities of Socialism*, ed. by F.A. Hayek, George Routledge & Sons, London 1935, Augustus M. Kelley · Publishers, Clifton 1975. (迫間眞治郎訳『集産主義計画経済の理論—社会主義の可能性に関する批判的研究』実業之日本社, 昭和25年)。

(2) Mises, Ludwig E.v., *ibid.*, p. 91. (同上, 104頁)。

社会が大規模になり、分業が支配的になり、また、生産工程が複雑化してくると、とりわけ、生産手段の価値評価は難しくなり、単一個人の頭脳で処理し得る類のものではなくなって行く。しかし、資源配分が合理的に遂行されて行くためには、生産手段も含めたすべての財貨の価値評価が不可欠である。市場の下では、こうした財貨の価値評価はそれほど困難なものではない。というのも、諸商品の客観的交換価値 (the objective exchange-value of commodities)⁽³⁾ が価格という形をとって現われるからである。市場は、価格という客観的な尺度を提供することによって、経済計算を、そして、合理的な資源配分を可能にするのである。勿論、市場にも限界は存在するが、日々の経済活動の大部分のものに関して、市場は経済計算の要請に十分応え得るのである。

それに対して、社会主義経済の下では、生産手段の自由な交換が認められないが故に、生産手段についての客観的な価値の尺度は存在し得ない。しかし、生産手段も含めたすべての財貨の価値評価が達成されない限り、合理的な経済活動の実現は不可能である。かくして、社会主義経済は合理的な資源配分に失敗せざるを得ない、⁽⁴⁾ という結論が下される。

第2に、生産手段が国有化されたならば、人々の創意工夫の意欲や責任感が大いに減退する、とミーゼスは言う⁽⁵⁾。国有企業の下では、生産工程を改善して行こうとする内的圧力も、消費者の需要動向に応じて生産工程を改変せしめる外的圧力も共に欠如し勝ちである。また、個々の労働者にも勤勉に働こうとする意欲が湧いてこない可能性が強い。

かくして、社会主義経済は、①資源配分の問題も、②インセンティブの問題も、いずれをも克服し得ず挫折するというのが、ミーゼスの主張であった。そして、現実には、ミーゼスの主張通りの展開を示したのである。

3. 以下のプラン

社会主義体制との優劣争いに、資本主義体制は勝利を収めた。とはいえ、このことは、資本主義体制が完璧である、ということの意味するものではない。資本主義体制にも欠陥があり、この欠陥を補う上で、政府の役割が重要になってくる。資本主義体制に内在する問題の中で最も重大なものは、①資本主義体制には景気循環・失業・金融危機がつきものである、②資本主義体制は必ずしも人々の納得のゆく所

(3) Mises, Ludwig E.v., *ibid.*, p. 97. (同上, 110頁)。

(4) Mises, Ludwig E.v., *ibid.*, pp. 105–110. (同上, 117–121頁)。

(5) Mises, Ludwig E.v., *ibid.*, pp. 116–122. (同上, 128–133頁)。

得分配をもたらすとは限らない、ということである。筆者は、『貨幣理論と経済政策』（晃洋書房、1999年）で、上記①を論じた。また、筆者の『市場機構と社会保障制度』（法律文化社、1989年、改訂版・1997年）並びに『市場機構と経済政策』（晃洋書房、1993年）の第3部は、上記②を論じたものである。

上の『市場機構と社会保障制度』と『市場機構と経済政策』は、主に、1980年代の筆者自身の研究をベースにして書かれたものである。しかし、1980年代以降、所得分配や社会保障制度に看過すべからざる変化が起りつつあるように思われる。筆者は、ここ数年、自らの所得分配に関する見解を大幅に見直す必要がある、と感じ続けてきたのである。本研究は、筆者の所得分配に関する見解の見直しを目的とするものである。

さて、政策提言をしようとする場合、何らかの価値判断が不可欠になってくる。筆者の倫理的立脚基盤は「功利主義 (utilitarianism)」である。功利主義とはいかなるものであるのか、を1.1.で論ずる。

次に、資本主義体制の二大支柱を成す、私有財産制度 (1.2.) と市場 (1.3.) を検討する。

その後、第2章から第5章で、所得分配の問題に本格的に取り組むことにしたい。まず、第2章で、所得分配に関しての政府の役割・貧者への所得移転についての予備的考察を行う。市場の下での所得分配はどのようなものになるか、が第3章の主題である。第4章で、社会保障制度を論じる。そして、最終章で、所得分配に関しての政策提言を行うことにしたい。

第1章 利己心、私有財産制度、市場

1.1. 功利主義

1.1.1. 功利主義の特徴

「功利主義」を完璧に定義し尽くすことは、恐らく、不可能であろう。とはいえ、功利主義の範疇^{はんちゆう}に分類される倫理学説には、少なくとも、次の2つの特徴がある。

1. 欲求充足 (satisfaction of desire) は善 (the good) であると考えられている。
2. 行為や社会制度は、善たる欲求充足を促進するか否か、を基準にして評価される。即ち、欲求充足を促進する行為は「善い」行為であり、欲求充足を促進する社会制度は「善い」社会制度である。

1.1.2. 欲求充足の「質」

筆者は、功利主義は様々な倫理学説の内でも最も難点の少ないものである、と考えている。しかし、功利主義には、ほとんど克服不可能なように思える2大欠陥が存在する。①欲求充足の「質」についての難題、並びに②「誰の欲求充足か」についての難題、がそれである。前者から始めることにしよう。

次のような事例を考えてみよう。

1. 自らの肉体の美しさを非常に誇りに思っている女性がおおり、彼女は、自らの裸体を他者に誇示したい、という強い欲求を持っている。
2. 女性の裸体を見たいという非常に強い欲求を持っており、この欲求を満たすためには多額の出費も厭わ^{いと}ない、という男性がいる。

もし、欲求充足が善だとするならば、上記の女性が、上記の男性から金を受け取った上で、自らの裸体を見せるという行為は「善い」行為である、という結論を下さねばならない。しかし、こういった結論を受容する人が幾人いるだろうか？

J.S. ミルは、高級な快楽 (the higher pleasures) と低級な快楽 (the lower pleasures) を区別し、次のように述べている。

「人間は、動物的欲情をこえる高い能力をもつ。そして、いちどその能力を自覚すれば、それらを満足させないようなものを幸福とは考えなくなる。…中略…ある種の快楽はほかの快楽よりもいっそう望ましく (desirable)、いっそう価値があるという事実を認めても、功利の原理 (the principle of utility) とは少しも衝突しないのである。…中略…二つの快楽のうち、両方を経験した人が全部またはほぼ全部、道徳的義務感と関係なく決然と選ぶほうが、より望ましい快楽である。⁽¹⁾」

「満足した豚であるより、不満足な人間であるほうがよく、満足した馬鹿であるより不満足なソクラテスであるほうがよい。そして、もしその馬鹿なり豚なりがこれとちがった意見をもっているとしても、それは彼らがこの問題について自分たちの側しか知らないからにすぎない。この比較の相手方は、両方の側を知っている。⁽²⁾」

(1) Mill, John Stuart: *Utilitarianism*, 1861, in: *Collected Works of John Stuart Mill*, Vol. X, University of Toronto Press 1969, pp. 210–211. [伊原吉之助訳『功利主義論』(中公バックス世界の名著第49巻, 昭和54年), 468–469頁]。

(2) Mill, John Stuart, *ibid.*, p. 212. (同上, 470頁)。

ミルの用いている快樂 (pleasure) は、本研究の文脈に於いては、欲求充足 (satisfaction of desire) と解釈し直してよいだろう。

さて、我々が、欲求充足の「質」の差異を認め、充足させることが「より望ましい (desirable) 欲求」と「そうでない欲求」とを区別するならば、「①欲求充足は善であり、②それを促進する行為或いは社会制度は、善い行為或いは善い社会制度である」とする、功利主義の根本原理は瓦解してしまうのではないだろうか？ミルは、「快樂 (欲求充足) の質の区別」と「功利の原理」とは両立可能である、と述べているけれども、これは強弁である、と言わねばならない。なぜなら、「より望ましい」欲求充足と言った途端に、上の①並びに②に続く第3の原理が必要になってくるからである。

欲求充足の「質」についての難題を、功利主義者が解決し得るのかどうかについて、筆者は悲観的である。本研究では、こうした難題が存在することを指摘するに止め、次のような暫定的 (で且つ煮え切らない) 結論で我慢しなければならない：自らの裸体を誇示したいという女性の欲求充足も、女性の裸体を見たいという男性の欲求充足も含めて、欲求充足はすべて「等しく」善である。

1.1.3. 誰の欲求充足か？—本研究の中心課題

我々は、欲求充足の「質」についての難題を回避したのである。しかし、所得分配について何事かを述べようとするのであれば、「誰の欲求充足か」についての難題を回避することは許されない。ある人の場合非常に多くの欲求が満たされているのに、他の人の場合ごくわずかの欲求しか満たされていない——こうした状況にどう対応すべきなのであろうか？資本主義体制の下での「欲求充足の不平等」にどう対応すべきか、ということが本研究の中心課題である。

但し、本題に入るに先立って、資本主義体制を支える二大支柱たる、私有財産制度と市場に検討を加えることにしたい。

1.2. 利己心と私有財産制度

市場の機能や限界について論じた著作は非常に多い。それに対して、私有財産制度そのものを正面から論じたものは驚くほど少ない。筆者の知り得た範囲内で、私有財産制度について論じた著作の中で最も説得的なものが、ヒュームの議論である。ヒュームは、『人性論』第3編第2部、並びに『道徳原理の研究』第3章で、私有財産制度を擁護する議論を展開している。それらは、いずれも功利主義的な議論である。つまり、私有財産制度は人々の欲求充足に貢献するが故に、善い社会制度で

ある、というのである。

(1) 『人性論』第3編第2部に於ける議論

ヒュームの主著『人性論』⁽³⁾は、第1編「知性 (understanding) について」、第2編「情念 (passions) について」、第3編「道徳 (morals) について」の3編構成となっている。1739年に第1編と第2編が、1740年に第3編が、それぞれ出版されている。

『人性論』第3編第2部で、私有財産制度が取り上げられている。

人間には抜き難い欠陥が存在する、とヒュームは言う⁽⁴⁾。というのも、人間の欲求ははなはだ多岐にわたるのに、それらを満たすために人間に賦与されている手段は著しく貧弱なものだからである。人間以外の生物の場合にはこういったことはない。例えば、ライオンの食欲は強烈なものであるが、ライオンはそれを満たすための強力な爪や牙を持っている。他方、羊や牛の場合には、人間の場合と同様、欲求充足のための手段は貧弱なものであるが、羊や牛の食欲は穏やかなものであり、その食欲とそれを満たすための手段との関係はバランスがとれている。ひとり人間のみが、その肉体的能力をはるかに上回る欲求を担わされており、従って、1個の存在としての人間は、他のいかなる生物にもまして欠陥ある存在である、というわけである。

しかし、人間は社会を形成し、協力・分業 (partition of employments) を介して、こうした欠陥を克服し、他のいかなる生産にも優る地位を確保することができる⁽⁵⁾。とはいえ、社会の形成・維持は容易ならざる課題である。なぜなら、人間に抜き難く存在する「利己心」と、「物財の稀少性」とが、社会形成を困難にする障害物として立ちはだかっているからである。普通の人間には、多少の利他心⁽⁶⁾が備わっていよう。しかし、それは、利己心に比べて、はるかに微弱である。この人間の利己心の故に、他人との協力関係の形成は難しくなる。こうしたことに、「物財の稀少性」という事情が結びつくなら、社会形成の難しさは更に増大する。もし、人々が、自らの欲求充足に必要な物財の獲得をめぐる争うならば、社会の形成は不可

(3) Hume, David: *A Treatise of Human Nature, Being an Attempt to Introduce the Experimental Method of Reasoning into Moral Subjects*, 1739–40, in: *David Hume—The Philosophical Works*, ed. by T.H. Green and T.H. Grose, 4 Vols, London 1874–75, Scientia Verlag, Aalen 1964. (大槻春彦訳『人性論』岩波文庫, 昭和23–27年)。

(4) Hume, David: *David Hume—The Philosophical Works*, Vol. II, pp. 258–259. (『人性論』第4分冊, 55–56頁)。

(5) Hume, David, *ibid.*, p. 259. (同上, 56–57頁)。

(6) Hume, David, *ibid.*, pp. 260–261. (同上, 58–60頁)。

能になってしまうだろう。

しかし、人間は、社会なくしてはまっとうな生を送り得ない欠陥存在である。従って、社会の形成を難しくさせている障害物の克服は、より良き生を送ろうとする人間にとっての至上命令となる。ふたつの障害物の内の「利己心」を根絶することは不可能であろう。それ故に、社会形成を妨げる障害物克服の努力は、「物財の稀少性」に向けられねばならない。⁽⁷⁾ここに、私有財産制度の生まれてくる根拠が存在するのである。

物財は容易にある人の手から他の人の手へと移動し得るものである。しかし、各人が勤勉によって、或いは幸運によって、獲得した物財の所持を人々が容認し、自ら獲得した物財の所持が安全なものとなるならば、そのことによって多くの人が利益を得ることになるだろう。なぜなら、各人が他人の所持する物財に対して節欲する時に初めて、自らの物財の所持も安全なものとなり得るからである。

他人の物財の所持を尊重することは自分の利益にもなる、ということが一旦経験されたならば、やがて、物財の所持を安定的なものにするための規則が、人々の暗黙の了解の下に、そして漸次的に生まれてくる、とヒュームは言う。また、こうした規則が成立してしまった後には、その規則への違反が大いなる混乱をもたらし、人間関係を著しく損う、ということも認識されるようになる。こうして、他人の物財の所持を尊重せよ、という規則が定着して行くなれば、そこから正義と不正義の観念も起ってくる。つまり、他人が勤勉によってか、或いは幸運によって、獲得した物財を奪い取ろうとする行為は、正義に反する行為となるのである。更に、他人の物財の所持を尊重せよという規則は、所有・権利・責務についての観念をも生むようになる、というわけである。

(2) 『道徳原理の研究』第3章に於ける議論

『道徳原理の研究』では、なぜ私有財産制度が必要かということが、『人性論』とは少し違った角度から論じられている。つまり、どのような条件がそろえば私有財産制度が必要でなくなるか、そして、どのような状況下で私有財産制度が意味を失うか、が論じられているのである。

まず、どのような条件がそろえば私有財産制度が必要でなくなるか、から見て行くことにしよう。一方に於いて、人間のあらゆる欲求を十分満たし得るほどに自然の恵みが豊かであれば、言い換えれば、人間の欲求を満たすのに必要な物財の量に

(7) Hume, David, *ibid.*, pp. 262–263. (同上, 61–64頁)。

限りがないとすれば、私有財産制度によって、自他の間に物財所有の区別を設ける必要はないであろう⁽⁸⁾。こうしたことは、水や空気について考えてみれば、明らかになる。水や空気は、あらゆる物の中で最も必要なものではあるが、それらは、その量が十分であるが故に、通常は、個人の財産とはなり得ない、ということヒュームは指摘する。

他方、人間の心が友情と寛大さに満ち満ちている場合にも、私有財産制度は必要ないであろう⁽⁹⁾。たとえ物財の量が限られたものであったとしても、人々はその物財をお互いの間で仲良く分かち合うからである。

次に、私有財産制度が意味を失ってしまうような場合を考えてみよう。あらゆる必需品が極端に不足するようになれば、私有財産制度は意味を失ってしまう、とヒュームは言う⁽¹⁰⁾。ある都市が敵に包囲され、その住民が飢餓に瀕している時に、彼らが食糧を目の前にして、それらが他者の所有物であるというそれだけの理由で、黙って餓死するという運命を受け入れるであろうか？ ということは考えにくい。

他方、悪党の社会でも、私有財産制度は意味を失ってしまう、とヒュームは言う⁽¹¹⁾。そこでは、腕力のみがものをいうからである。

①物財の量に限りがないという状態も、②人間の心が友情と寛大さに満ち満ちているという状態も、現実には有り得ないことであるし、他方、③あらゆる必需品が極端に不足しているという状態も、④社会が悪党のみによって構成されているという状態も、社会の普通の状態ではない。物財の量は、「無限」と「極端な不足」の間にある。また、人間は友情と寛大さに満ち満ちた天使のような存在でもなければ、力のみをあてにする悪党でもない。従って、私有財産制度は、おおむね、有用な機能を果す、というわけである。

* * *

ヒュームは、利己心と物財の稀少性に焦点を当てつつ、私有財産制度擁護論を展開している。もし、人々の利己心に根ざした経済活動をうまく方向づけることができるならば経済発展が起る、ということ論証できるとすれば、ヒューム流の私有

(8) Hume, David: *An Enquiry concerning the Principles of Morals*, 1751, in: *David Hume—The Philosophical Works*, Vol. IV, pp. 179–180. (渡部峻明訳『道徳原理の研究』哲書房, 平成5年, 19–21頁)。

(9) Hume, David, *ibid.*, pp. 180–181. (同上, 21–22頁)。

(10) Hume, David, *ibid.*, pp. 181–182. (同上, 23–24頁)。

(11) Hume, David, *ibid.*, pp. 182–183. (同上, 24–25頁)。

財産制度擁護論は一層強化されることになろう。そうした論証が、スミスによって与えられたのである。

1.3. 利己心のパラドクス

1.3.1. 利己心に関する3命題

次の3つの命題にご注目いただきたい。

1. 人々の利己心の発露は、常に、「悪しき」帰結をもたらす。
2. 人々の利己心の発露は、「悪しき」帰結をもたらすこともあれば、「善き」帰結をもたらすこともある。
3. 人々の利己心の発露は、常に、「善き」帰結をもたらす。

第3命題を容認する人は、恐らく、存在しないであろう。第1命題を容認する人は存在するかもしれないが、存在するとしても少数であろう。大多数の人は、第2命題を容認するものと思われる。そこで問題となるのは、人々の利己心が発露された時に、「悪しき」帰結が生じる割合と「善き」帰結が生じる割合のいずれが大きいか、ということである。

スミスは、「善き」帰結の生じる割合が相当大きい、ということを論証したのである。

1.3.2. 「見えない手」の働き

スミスの『諸国民の富』⁽¹²⁾は次のような5編構成となっている。

- 第1編 労働の生産諸力における改善の諸原因について、また、その生産物が人民のさまざまな階級のあいだに自然に分配される秩序について
- 第2編 資財の性質、蓄積および用途について
- 第3編 さまざまな国民における富裕の進歩の差異について
- 第4編 経済学の諸体系について
- 第5編 主権者または国家の収入について

(12) Smith, Adam: *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776, Modern Library ed. 1937 (Modern Library, New York). (大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』岩波文庫, 昭和34-41年)。

『諸国民の富』で論じられていることは、①人々の利己心に根ざした経済活動は、市場（見えない手）を介して、経済発展を可能にするように方向づけられて行く、②政府の経済への干渉は有害である、ということである。『諸国民の富』第4編第2章で、「見えない手」という表現が用いられている。

「あらゆる個人は、必然的に、この社会の年々の生産物をできるだけ多くしようと骨おることになるのである。いうまでもなく、通例かれは、公共の利益を促進しようと意図してもいないし、自分がそれをどれだけ促進しつつあるのかを知ってもいない。外国産業の支持よりも国内産業のそれを選好することによって、かれは自分自身の安全だけを意図し、また、その生産物が最大の価値をもちうるようなしかたでこの産業を方向づけることによって、かれは自分自身の利得だけを意図しているわけなのであるが、しかもかれは、このばあいでも、その他の多くのばあいと同じように、見えない手（an invisible hand）に導かれ、自分が全然意図してもみなかった目的を促進するようになるのである。⁽¹³⁾」

スミスは、市場（見えない手）が、人々の利己心に根ざした経済活動を経済発展へと方向づける上で、非常に有効な機能を果たす、ということを論証し、そのことによって、経済学の基礎を確立したのである。とはいえ、市場は完璧である、などとスミスが考えていなかったことも明らかである。市場がうまく機能しない領域も存在しており、そうした領域では、政府の活動が不可欠になってくる。『諸国民の富』第5編第1章で、政府が何を為すべきか、が論じられている。スミスが、政府の果たすべき義務だと考えていたものは、次の3つである。

1. 社会を他の独立の社会の暴力や侵略から保護するという義務⁽¹⁴⁾（即ち、国防）
2. 社会の各成員を他の各成員の不正または圧制からできる限り保護し、厳正な司法行政を確立するという義務⁽¹⁵⁾
3. 公共施設を建設・維持し、公共事業を遂行するという義務⁽¹⁶⁾

1.3.3. 政府の役割と庶民の幸福

(13) Smith, Adam, *ibid.*, p. 423. (『諸国民の富』第3分冊, 56頁)。

(14) Smith, Adam, *ibid.*, p. 653. (『諸国民の富』第4分冊, 5頁)。

(15) Smith, Adam, *ibid.*, p. 669. (同上, 36頁)。

(16) Smith, Adam, *ibid.*, p. 681. (同上, 57頁)。

スミスは、『諸国民の富』第1編第8章～第11章で、所得分配についての議論を展開している。実は、ここでの議論は、賃金論（『諸国民の富』第1編第8章）であり、利潤論（同、第9章～第10章）であり、地代論（同、第11章）なのである。

さて、1.3.2.で見た如くに、政府の果すべき義務は、①国防、②厳正な司法行政の確立、③公共施設の建設・維持並びに公共事業の遂行、の3つである、というのがスミスの主張であった。市場で決ってくる賃金・利潤・地代に何らかの手を加えるということは、政府の果すべき義務に関しての、スミスのリストには入っていない。所得分配についてのスミスの基本的立場は、「市場まかせ」ということなのである。

とはいえ、賃金について論じている、『諸国民の富』第1編第8章に、次のような叙述がある。

「さまざまな種類の使用人・労働者および職人は、あらゆる大きな政治社会の大部分を組成している。この大部分のものの境遇を改善することが、その全体に対してふつごうだとみなされようはずは断じてない。成員のはるか大部分がまずしくもみじめであるのに、その社会が隆盛で幸福であるはずも断じてない。そればかりではなく、人民全体を食べさせ、着せ、そして住ませる人々が、自分自身もまたかなり十分に食べたり、着たり、そして住んだりしうるだけの、自分自身の労働の生産物の分けまえにあずかるということは、まったく公正というほかはないのである。⁽¹⁷⁾」

以上の引用文から、「庶民が幸福になることは望ましい」とスミスが考えていたことは明らかであろう。このスミスの態度を、功利主義の2大原理（①欲求充足は善である、②欲求充足を促進する行為・社会制度は「善い」行為・社会制度である）に照らし合わせて、検討してみよう。

スミスの態度と、功利主義の第1原理が両立可能なのは明らかである。また、経済発展を実現し、そのことを通じて人々の欲求充足を促進するために、政府の経済への干渉をできるだけ少なくして、「見えない手」が作動しやすい条件を整えよ、というのが『諸国民の富』の基本的主張であるから、『諸国民の富』と功利主義の第2原理も両立可能であろう。

さて、1.1.3.で、「誰の欲求充足か」ということが、功利主義者にとっての難題（のひとつ）であることを指摘した。スミスは、「庶民が幸福になることは望ましい」

(17) Smith, Adam, *ibid.*, pp. 78–79. (『諸国民の富』第1分冊, 249頁)。

市場と所得分配 (1)

と考えていたにせよ、いかにすれば庶民の幸福を促進し得るかということ、『諸国民の富』で明示的には論じていない。

第2章以下で、「誰の欲求充足か」という難題に取り組むことにしよう。